

(参考資料)

舞鶴市の位置や地勢等

議員定数・議員報酬の検討に係る参考資料
(位置及び地勢、市域の推移、地区別人口)

位置及び地勢

舞鶴市は、本州のほぼ中央部、日本海が最も深く湾入したところにあり、京都府の北東部を占め、京阪神から 100 km 圏に位置している。(東経 135 度 10 分～29 分、北緯 35 度 23 分～43 分)

市域のうち平野部のほとんどは河川流域で、平地面積は非常に少なく、大部分が青葉山、三国岳、弥仙山などの山々と丘陵からなっている。

また、河川は、市域の西部を縦貫する由良川のほか、伊佐津川、祖母谷川など中小河川が市内各地に流れている。

面積	東西	南北	海岸線
342.13 ㎢	29.7 km	成生岬 24.9 km 小島 37.0 km	119.9 km

資料：舞鶴市勢要覧 2012、舞鶴市統計書（令和元年版）

本市の使命と役割

【日本海側の国際港湾ゲートウェイ拠点】

本市は、2011 年 11 月に「国際海上コンテナ」「国際フェリー・RORO 船」「外航クルーズ」の 3 つの機能において、日本海側拠点港に選定された近畿日本海側で唯一の重要港湾である「京都舞鶴港」を擁する北近畿の中核都市。

高速道路ネットワークの充実や港湾施設の促進等による機能強化が図られる中、国際フェリー航路の開設のほか、コンテナ貨物取扱量、大型クルーズ客船の寄港数の増加等、物流・人流の関西経済圏の日本海側ゲートウェイとしての機能強化が進んでいる。

【日本海側の国防・海の安全の拠点】

本市は、海上自衛隊舞鶴地方隊をはじめ、日本海側唯一の海上自衛隊航空基地が所在するなど、日本海側の海上自衛隊の最重要拠点であるとともに、西部日本海を担任する第八管区海上保安本部や舞鶴海上保安部、海上保安学校など、海上安全の拠点が立地。

また、災害に強い京都舞鶴港における国防、海の安全の拠点の集積により、南海トラフ地震等、太平洋側での大規模災害時において重要な災害支援拠点となる地域。

【関西圏のエネルギー供給拠点、リダンダンシー機能】

本市には、関西電力舞鶴発電所（火力）が立地するとともに、隣接する高浜町には高浜発電所（原子力）が所在しており、関西経済圏を支える一大エネルギー拠点となっている。

今後、南海トラフ地震や首都直下地震など、大規模地震発生が懸念される中、高いリダンダンシー機能を備える本エリアの幅広い役割は、一層重要なものとなっている。

資料：第7次舞鶴市総合計画

市域の推移

市町村	年月日	合併等の状況	面積 (km ²)
舞鶴町	明治22年4月1日	西地区の市街地をもって町制施行	
余部町	明治35年6月1日	余内村の余部上・余部下・長浜・和田の区域をもって町制施行	9.0
新舞鶴町	明治39年7月1日	倉梯村と志楽村の一部をもって町制施行	5.1
中舞鶴町	大正8年11月1日	余部町を改称	9.0
舞鶴町	昭和11年8月1日	隣接の四所・高野・池内・余内・中筋の5か村合併	91.4
舞鶴市	昭和13年8月1日	市制施行	91.4
東舞鶴市	昭和13年8月1日	新舞鶴町・中舞鶴町・倉梯村・与保呂村・志楽村の5か町村を合併し、その区域をもって市制施行	61.0
東舞鶴市	昭和17年8月1日	朝来・東大浦・西大浦の3か村合併	143.1
舞鶴市	昭和18年5月27日	舞鶴市と東舞鶴市合併	234.6
舞鶴市	昭和32年5月27日	加佐町編入	340.3

資料：舞鶴市統計書（令和元年版）

本市のあゆみ

【城下町としての発展】

戦国時代末期に田辺城が築城されて城下町がつくられ、江戸時代には、田辺藩の城下町として栄えるとともに、港は海運の拠点として発達。1889（明治22）年には、町村制施行とともに旧城下町である西地区は舞鶴町となり、その後、近村を合併して、1938（昭和13）年に旧舞鶴市制を施行。

【軍港都としての発展】

東・中地区では、1901（明治 34）年の海軍鎮守府開庁に先駆けて計画的な都市づくりが進められて市街地が形成。中地区は、鎮守府・海軍工廠等の中枢施設が設置され、余部町として出発し、東地区の市街地は、新舞鶴町となり、その後、1938（昭和 13）年に両町と近村が合併して東舞鶴市制を施行。

太平洋戦争の局面悪化につれ、海軍施設が旧舞鶴市に拡大され、両市が一体となった大軍港都建設が強く要請され、1943（昭和 18）年 5 月に両市が合併し、現在の舞鶴市が誕生。

また、1957（昭和 32）年には、加佐町を編入。

資料：第 7 次舞鶴市総合計画

地区別人口

市名	人口	地区名	人口	地域名	人口
舞鶴市	83,990	東地区	41,302	東大浦	807 人
				西大浦	1,169 人
				朝来	3,705 人
				志楽	5,464 人
				与保呂	2,754 人
				倉梯	14,122 人
				祖母谷	4,078 人
				新舞鶴	9,203 人
		中地区	7,742	余部上	1,793 人
				余部下	5,949 人
		西地区	31,193	旧舞鶴	8,210 人
				余内	7,752 人
				四所	2,482 人
				高野	2,896 人
				中筋	8,300 人
				池内	1,553 人
		加佐地区	3,753	岡田上	725 人
				岡田中	570 人
				岡田下	795 人
				八雲	1,159 人
				神崎	504 人

資料：舞鶴市人口ビジョン（令和 2 年 3 月）[平成 27 年国勢調査]

(参考資料)

議員定数等の推移

議員定数・議員報酬の検討に係る参考資料
(議員定数の変遷、議員報酬の変遷、手当等の変遷)

議員定数、議員報酬、手当等の変遷（全体の沿革）

年 月 日	事 項	内 容
平成3年6月28日	舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	議長510千円、副議長430千円、議員390千円とする。
平成5年6月28日	舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	議長540千円、副議長450千円、議員410千円とする。
平成8年6月26日	舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	議長570千円、副議長480千円、議員440千円とする。
平成11年7月16日	地方自治法の一部改正	議員定数は条例で定めることとし、その上限を法で定める。
平成13年12月27日	舞鶴市議会議員の定数減少条例の一部改正	次回の一般選挙から定数を30人とする。【32人→30人】
平成14年12月27日	舞鶴市議会議員定数条例の制定	次回の一般選挙から定数を30人とする。(改正地自法の施行に伴う条例制定)
平成22年3月30日	舞鶴市議会議員定数条例の一部改正	次回の一般選挙から定数を28人とする。【30人→28人】
平成22年3月30日	舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	費用弁償の額を「1日3千円」から「居住地から招集地までの往復の路程に応じて1キロメートルにつき25円」に変更する。
平成23年5月2日	地方自治法の一部改正	議員定数の上限を撤廃する。
平成23年6月1日	地方公務員等共済組合法の一部改正	地方議会議員年金制度を廃止する。
平成29年12月5日	舞鶴市議会議員定数条例の一部改正	次回の一般選挙から定数を26人とする。【28人→26人】

※ 期末手当については、職員の期末手当の改定に準じて、1～2年ごとに改定。

議員定数の変遷

期数	任期	法定 議員数	議員定数	投票年月日	立候補 者数
第11期	S57～S61	36人	<u>36人</u> ※地方自治法の定めによる	昭和57年 11月14日	40人
第12期	S61年～H2	36人	<u>36人</u> ※地方自治法の定めによる	昭和61年 11月16日	39人
第13期	H2～H6	36人	<u>32人</u> ※舞鶴市議会議員定数減少条例により4人減 (地方自治法の改正により議員定数を 条例で減少することが可能となった)	平成2年 11月18日	37人
第14期	H6～H10	36人	<u>32人</u>	平成6年 11月20日	35人
第15期	H10～H14	36人	<u>32人</u>	平成10年 11月15日	37人
第16期	H14～H18	30人	<u>30人</u> ※舞鶴市議会議員定数減少条例により2人減	平成14年 11月17日	31人
第17期	H18～H22	30人	<u>30人</u> ※条例で定数を30人と規定 (地方自治法の改正により議員定数は条例 で定める(ただし上限あり)こととなった)	平成18年 11月19日	32人
第18期	H22～H26	28人	<u>28人</u> ※条例で定数を2人減	平成22年 11月14日	33人
第19期	H26～H30	—	<u>28人</u> (地方自治法による定数の上限が撤廃された)	平成26年 11月16日	31人
第20期	H30～R4	—	<u>26人</u> ※条例で定数を2人減	平成30年 11月18日	34人

昭和22年4月17日 地方自治法の制定

法に議員定数を規定（人口5万人以上15万人未満は36人）

昭和22年12月12日 地方自治法の一部改正

議員定数を条例で減少することができるよう改正

昭和62年9月24日 舞鶴市議会議員の定数減少条例の制定

次回の一般選挙から、議員定数を32人とすることを規定

平成11年7月16日 地方自治法の一部改正

議員定数は、条例で定めることとし、その上限を法に規定する改正
(人口5万人以上10万人未満は30人) [施行は平成15年1月1日]

平成13年12月27日 舞鶴市議会議員の定数減少条例の一部改正

次回の一般選挙から、議員定数を30人とする改正

《改正理由（提案説明）》

議員定数問題等調査特別委員会を設置して改選後の定数をいかにすべきかを調査してきた結果として、30人とするべきと取りまとめられた。

【特別委員会での「30人とする事」に対する賛成意見】

地方自治法の改正により、平成15年1月1日から30人という上限が示されており、その40日ほど前に選挙があるものの、やはり議員は将来を見据えて示されている方向に進むべきである。公聴会で様々な意見を聴かせていただいたが、議会制民主主義を大切にして、我々議員自らが判断すべきであり、30人とするべきである。

これを受けて、さらに慎重に検討を重ねた結果、現在の32人から2人削減し、30人で議会運営を行い、市勢の発展に尽くすため、本条例を改正する。

《検討材料》

- ・ 人口5万人以上10万人未満で30人を超えている全国6市の状況
- ・ 京都府内各市の議員定数の状況
- ・ 公聴会（議員定数30人の是非について、公募による8人（賛成4人、反対4人）の意見を聴取

《条例改正の賛否》

賛成22票、反対7票、棄権1 ※欠員1

平成14年12月27日 舞鶴市議会議員定数条例の制定

次回の一般選挙から、議員定数を30人とする事を規定

（改正地方自治法の施行に伴い、議員定数を定める条例を制定し、舞鶴市議会議員の定数減少条例を廃止）

平成22年3月30日 舞鶴市議会議員定数条例の一部改正

次回の一般選挙から、議員定数を28人とする改正

《改正理由（提案説明）》

今後、地方分権が一層進んでいく中で、議会の役割や責任は今まで以上に大きくなり、市民利益を守る観点からも、一概に定数を削減することが望ましいとは思わないが、一方で、議会改革を求める声も多くある。議員定数を減らすことだけが改革ではないが、経済不況の中で議会自身も厳しい状況を担ってほしいという市民の声も理解しなければならない。全国的な流れからしても、30人のままでは望ましくないと考える。

議員定数の根拠は難しいが、9万人近い人口を有する本市の中身を審議していく上では、今後も現在と同じ4つの常任委員会で審議することが望ましいと考えられる。有識者からは、審議に当たって、委員長を除いて6人が最小単位ではないかと聞いており、その意味では、各常任委員会を7人で構成することを基準として、定数は28人がふさわしいものとする。

こうしたことを踏まえ、議員定数を28人とする条例改正を提案する。

＜＜検討材料＞＞

- ・ 有識者（法政大学 廣瀬教授）による講演会（市民に広く公開）
- ・ 参考人（地域、職業、性別に配慮した8人）の招致による意見聴取
- ・ 調査視察（静岡県掛川市）
- ・ 類似団体の状況

＜＜条例改正の賛否＞＞

賛成17票、反対8票、棄権1 ※欠員1、欠席2

平成23年5月2日 地方自治法の一部改正

議員定数の上限を撤廃する改正

平成25年 条例改正なし

現行の定数（28人）が適正であることを確認

＜＜「適正」とする理由（議運から議長への検討結果報告）＞＞

平成22年に30人から28人にしたところであり、現在の4常任委員会での審議の体制や地域特性等も考慮すると、議会の機能を維持・向上させていくために、28人が必要である。

また、様々な角度から検討を加え、議論を尽くすことを考えれば、4つの常任委員会を置き、各委員会の委員数を7人とする現在の体制は妥当であり、議員定数は28人が適正である。

＜＜検討材料＞＞

- ・ 有識者（山梨学院大学 江藤教授）による講演会
- ・ 調査視察（埼玉県所沢市）
- ・ 類似団体の状況

平成29年12月5日 舞鶴市議会議員定数条例の一部改正

次回の一般選挙から、議員定数を26人とする改正

＜＜改正理由（提案説明）＞＞

議員定数について調査・研究した結果、現行の28人から2人減の26人とする改正を行う。

≪検討材料≫

- ・ 有識者（東京大学 大森名誉教授）による講演会と意見交換
- ・ 市民（年齢や立場を考慮した16人）との意見交換会
- ・ 類似団体の状況

≪条例改正の賛否≫

賛成15票、反対11票 ※欠席（退出）1

議員報酬の変遷

単位：円

議決年月日	適用年月日	報 酬 月 額		
		議 長	副議長	議 員
昭21.11.8	21.10.1	350	300	200 (参事会員 250)
23.2.24	23.2.1	1,500	1,200	1,000
24.3.30	24.4.1	3,000	2,500	2,000
26.3.10	26.1.1	8,000	7,000	6,000
26.12.25	26.10.1	10,000	8,500	7,000
27.12.25	27.11.1	15,000	13,000	10,000
31.12.15	31.9.1	19,000	17,000	14,000
32.10.8	32.10.1	20,000	18,000	15,000
35.12.22	35.10.1	30,000	28,000	25,000
36.10.2	36.7.1	32,000	30,000	27,000
37.3.16	36.10.1	36,000	33,000	30,000
38.3.25	37.10.1	38,000	35,000	32,000
39.3.24	38.10.1	45,000	40,000	35,000
40.6.9	40.4.1	48,000	43,000	38,000
43.3.26	43.4.1	60,000	55,000	50,000
44.10.20	44.10.1	70,000	65,000	60,000
46.10.6	46.10.1	90,000	82,000	75,000
48.9.29	48.10.1	130,000	110,000	100,000
49.12.24	49.10.1	160,000	140,000	130,000
51.12.25	51.10.1	210,000	180,000	170,000
52.12.24	52.12.1	240,000	200,000	190,000
54.6.25	54.4.1	300,000	230,000	220,000
56.3.26	56.4.1	330,000	260,000	250,000
59.6.29	59.7.1	380,000	300,000	280,000
63.3.22	63.4.1	450,000	350,000	330,000
平3.6.28	3.7.1	510,000	430,000	390,000
5.6.28	5.6.1	540,000	450,000	410,000
8.6.26	8.6.1	570,000	480,000	440,000

資料：舞鶴市議会70年史

平成8年

特別職報酬等審議会の答申のとおり報酬額を変更する条例改正。

市長提出議案として他の特別職とあわせて提案され、賛成多数で可決。

平成22年

議員定数と並行して、参考人からの意見聴取や類似団体との比較等の検討・協議を行い、現行どおりとすることを決定。

平成28年

特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、現行どおりとすることを決定。

《審議会で検討（考慮）された事項》

- ・ 京都府議会の議員報酬の状況
- ・ 本市と人口が類似する府内の市議会の議員報酬との均衡
- ・ 一般職の職員の給与改定の状況
- ・ 社会経済情勢

手当等の変遷

期末手当

支給率に係る条例改正の経過

国家公務員の給与改定に準じ、その都度条例を改正。

公布年月日	加算率 (%)	年間支給率 (%)	期末手当の年額（円）※		
			議長	副議長	議員
H20.9.16	15	335	2,195,925	1,849,200	1,695,100
H21.5.29	15	320	2,097,600	1,766,400	1,619,200
H21.11.30	15	310	2,032,050	1,711,200	1,568,600
H22.11.30	15	295	1,933,725	1,628,400	1,492,700
H26.12.26	15	310	2,032,050	1,711,200	1,568,600
H28.3.29	15	315	2,064,825	1,738,800	1,593,900
H28.12.27	15	325	2,130,375	1,794,000	1,644,500
H29.12.26	15	330	2,163,150	1,821,600	1,669,800
H30.12.28	15	335	2,195,925	1,849,200	1,695,100
R1.12.27	15	340	2,228,700	1,876,800	1,720,400
R2.11.30	15	335	2,195,925	1,849,200	1,695,100

※ 「期末手当の年額」は、加算率及び年間支給率に基づく単純計算の結果であり、当該年に実際に支給した額ではない。

≪ 期末手当の額の算出方法（現行の条例の規定） ≫

「議員報酬の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額」 → これを6月と12月に支給

議長の場合： $(570,000 + (570,000 \times \frac{15}{100})) \times \frac{165}{100} = 1,081,575$ 円
加算率 支給率

≪ 議員報酬に期末手当を加えた年収相当額 ≫

職 名	議員報酬年額	期末手当年額	年収相当額
議 長	6,840,000円	2,195,925 円	9,035,925円
副 議 長	5,760,000円	1,849,200 円	7,609,200円
議 員	5,280,000円	1,695,100 円	6,975,100円
合計（26人分）	139,320,000円	44,727,525円	184,047,525円

※ 現行の条例に基づく単純計算。

費用弁償

平成22年に条例を改正し、「1日3,000円」を「居住地から招集地までの往復の路程に応じて1キロメートルにつき25円」とした。

※費用弁償の対象となる会議 ＝ 法令に定めのある公式の会議
(本会議、委員会、協議・調整の場)

≪令和元年度の支出額≫

464,500円 → 1人当たり平均 17,865円

地方議会議員年金制度

大規模かつ急速な合併の進展に伴う議員数の激減や、行革による議員定数・議員報酬の削減などにより基金の枯渇が見込まれ、その財源不足の全てを公費で負担することには、国民の理解を得ることが難しいことなどから、平成23年に廃止。

(参考資料)

他市（類似団体等）との比較

※類似団体

人口や産業構造が類似する団体

舞鶴市は「Ⅱ－３」の区分に分類されている

類似団体（Ⅱ－３）のうち人口が近い団体との比較

人口・定数：人 面積：km² 報酬：円

都道府県名	市名	住基人口 (H31. 1. 1)	面積 (R1. 10. 1)	定数 (R1. 10. 1)	議員報酬月額(R1. 12. 31)		
					議長	副議長	議員
大阪府	摂津市	85,855	14.87	19	620,000	570,000	535,000
東京都	東大和市	85,565	13.42	22	529,000	484,000	458,000
茨城県	牛久市	85,036	58.92	22	450,000	410,000	390,000
北海道	室蘭市	84,405	81.01	21	480,000	450,000	415,000
愛知県	尾張旭市	83,504	21.03	20	533,000	463,000	425,000
京都府	舞鶴市	82,827	342.13	26	570,000	480,000	440,000
栃木県	日光市	82,638	1,449.83	24	490,000	410,000	380,000
兵庫県	豊岡市	82,037	697.55	24	455,000	376,000	360,000
京都府	長岡京市	81,262	19.17	24	520,000	490,000	450,000
東京都	あきる野市	80,851	73.47	21	510,000	456,000	433,000
埼玉県	飯能市	79,708	193.05	19	470,000	410,000	385,000
			平均値	22.0	511,545	454,455	424,636
			最大値	26	620,000	570,000	535,000
			最小値	19	450,000	376,000	360,000

類似団体（Ⅱ－３）のうち面積が近い団体との比較

面積：km² 人口・定数：人 報酬：円

都道府県名	市名	面積 (R1. 10. 1)	住基人口 (H31. 1. 1)	定数 (R1. 10. 1)	議員報酬月額(R1. 12. 31)		
					議長	副議長	議員
青森県	むつ市	864.12	57,993	22	401,000	361,000	340,000
北海道	石狩市	722.42	58,345	20	450,000	400,000	370,000
兵庫県	豊岡市	697.55	82,037	24	455,000	376,000	360,000
島根県	浜田市	690.68	54,328	24	450,000	380,000	350,000
北海道	千歳市	594.50	97,061	23	460,000	420,000	385,000
京都府	舞鶴市	342.13	82,827	26	570,000	480,000	440,000
石川県	七尾市	318.29	52,940	18	537,000	428,000	401,000
北海道	恵庭市	294.65	69,850	21	440,000	385,000	355,000
福井県	敦賀市	251.41	66,016	24	490,000	428,000	407,000
鹿児島県	姶良市	231.25	77,411	24	409,000	326,000	303,000
京都府	亀岡市	224.80	89,093	24	560,000	490,000	440,000
			平均値	22.7	474,727	406,727	377,364
			最大値	26	570,000	490,000	440,000
			最小値	18	401,000	326,000	303,000

類似団体（Ⅱ－３）のうち財政規模（歳出総額）に近い団体との比較

歳出総額：千円 人口・定数：人 報酬：円

都道府県名	市名	歳出総額 (H30決算)	住基人口 (H31.1.1)	定数 (R1.10.1)	議員報酬月額(R1.12.31)		
					議長	副議長	議員
島根県	浜田市	40,536,370	54,328	24	450,000	380,000	350,000
富山県	射水市	40,267,414	93,084	22	515,000	456,000	427,000
北海道	千歳市	39,773,982	97,061	23	460,000	420,000	385,000
静岡県	御殿場市	37,880,604	88,856	21	450,000	410,000	383,000
福岡県	宗像市	37,092,703	97,136	20	533,000	474,000	441,000
京都府	舞鶴市	35,146,736	82,827	26	570,000	480,000	440,000
青森県	むつ市	34,386,858	57,993	22	401,000	361,000	340,000
大阪府	貝塚市	34,241,608	86,974	18	589,000	561,000	523,000
京都府	城陽市	33,806,552	76,409	20	560,000	495,000	445,000
東京都	稲城市	33,680,890	90,585	22	523,000	477,000	445,000
大阪府	摂津市	33,447,820	85,855	19	620,000	570,000	535,000
			平均値	21.5	515,545	462,182	428,545
			最大値	26	620,000	570,000	535,000
			最小値	18	401,000	361,000	340,000

上記団体における議会費の割合

金額：千円

都道府県名	市名	歳出総額 (H30決算)	議会費 (H30決算)	歳出総額に占める議会費の割合	一般財源 (H30決算)	一般財源に占める議会費の割合
島根県	浜田市	40,536,370	255,619	0.63%	21,243,758	1.20%
富山県	射水市	40,267,414	280,693	0.70%	25,186,663	1.11%
北海道	千歳市	39,773,982	314,339	0.79%	21,995,941	1.43%
静岡県	御殿場市	37,880,604	233,736	0.62%	19,014,687	1.23%
福岡県	宗像市	37,092,703	248,909	0.67%	19,619,701	1.27%
京都府	舞鶴市	35,146,736	338,152	0.96%	19,875,981	1.70%
青森県	むつ市	34,386,858	257,718	0.75%	17,956,739	1.44%
大阪府	貝塚市	34,241,608	260,139	0.76%	18,469,579	1.41%
京都府	城陽市	33,806,552	239,347	0.71%	16,124,131	1.48%
東京都	稲城市	33,680,890	314,182	0.93%	18,396,065	1.71%
大阪府	摂津市	33,447,820	312,468	0.93%	20,790,272	1.50%

類似団体（Ⅱ－３）のうち小学校数が近い団体との比較

面積：km² 人口・定数：人 報酬：円

都道府県名	市名	小学校数 (H31.1.2)	住基人口 (H31.1.1)	面積 (R1.10.1)	定数 (R1.10.1)	議員報酬月額(R1.12.31)		
						議長	副議長	議員
兵庫県	豊岡市	29	82,037	697.55	24	455,000	376,000	360,000
栃木県	日光市	26	82,638	1,449.83	24	490,000	410,000	380,000
京都府	舞鶴市	18	82,827	342.13	26	570,000	480,000	440,000
鹿児島県	姶良市	18	77,411	231.25	24	409,000	326,000	303,000
北海道	千歳市	17	97,061	594.50	23	460,000	420,000	385,000
京都府	亀岡市	17	89,093	224.80	24	560,000	490,000	440,000
島根県	浜田市	16	54,328	690.68	24	450,000	380,000	350,000
富山県	射水市	16	93,084	109.43	22	515,000	456,000	427,000
福井県	敦賀市	15	66,016	251.41	24	490,000	428,000	407,000
和歌山県	橋本市	15	63,024	130.55	18	520,000	470,000	440,000
長崎県	大村市	15	96,329	126.64	25	493,000	419,000	400,000
					平均値	23.5	492,000	423,182
					最大値	26	570,000	490,000
					最小値	18	409,000	326,000

近隣市のうち人口に近い団体との比較

人口・定数：人 面積：km² 報酬：円

都道府県名	市名	住基人口 (R1.12.31)	面積 (R1.10.1)	定数 (R1.10.1)	議員報酬月額(R1.12.31)		
					議長	副議長	議員
京都府	福知山市	77,682	552.57	24	495,000	440,000	410,000
京都府	舞鶴市	81,963	342.12	26	570,000	480,000	440,000
京都府	亀岡市	88,462	224.80	24	560,000	490,000	440,000
京都府	城陽市	76,039	32.71	20	560,000	495,000	445,000
京都府	長岡京市	81,060	19.17	24	520,000	490,000	450,000
兵庫県	豊岡市	80,952	697.55	24	455,000	376,000	360,000
			平均値	23.7	526,667	461,833	424,167
			最大値	26	570,000	495,000	450,000
			最小値	20	455,000	376,000	360,000

(参考) 京都府北部の市の状況 [上記以外]

人口・定数：人 面積：km² 報酬：円

都道府県名	市名	住基人口 (R1.12.31)	面積 (R1.10.1)	定数 (R1.10.1)	議員報酬月額(R1.12.31)		
					議長	副議長	議員
京都府	綾部市	33,213	347.10	18	450,000	400,000	365,000
京都府	宮津市	17,733	172.74	14	430,000	370,000	350,000
京都府	京丹後市	54,381	501.43	22	450,000	400,000	380,000

(参考資料)

将来予測

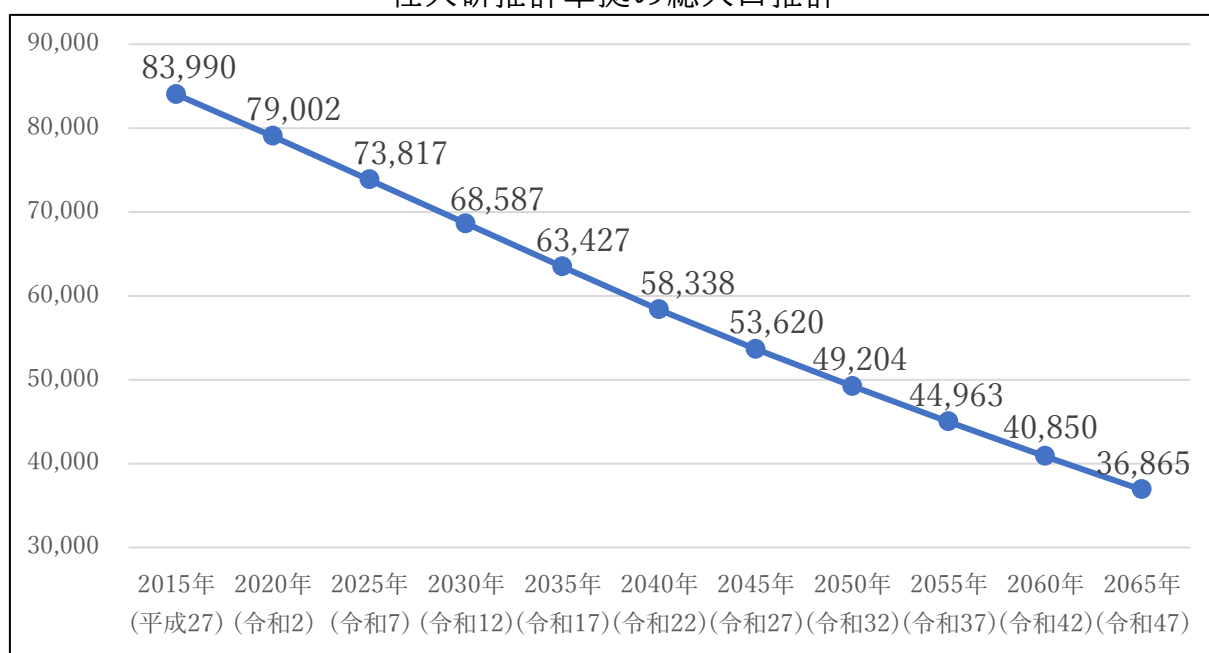
議員定数・議員報酬の検討に係る参考資料
(将来予測、市政の方向性)

将来予測（人口）

国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づいて、2040（令和 22）年までの自然増減、社会増減の傾向が継続すると仮定し、2065（令和 47）年まで推計した結果（社人研推計準拠）は、下記のグラフのとおり。

2040（令和 22）年までは、年間約 1,000 人の減少が続き、その後、減少は緩やかになるものの、年間約 800 人の減少が続く推計となっている。

社人研推計準拠の総人口推計



社人研推計準拠に基づく人口減少段階は、2015 年の人口を基準とした場合、2020 年までは、老年人口が増加・維持で推移する「第 1 段階」であり、以降、2045 年までが、老年人口が維持・微減で推移する「第 2 段階」、それ以降は、老年人口も減少する「第 3 段階」に移る推計となっている。

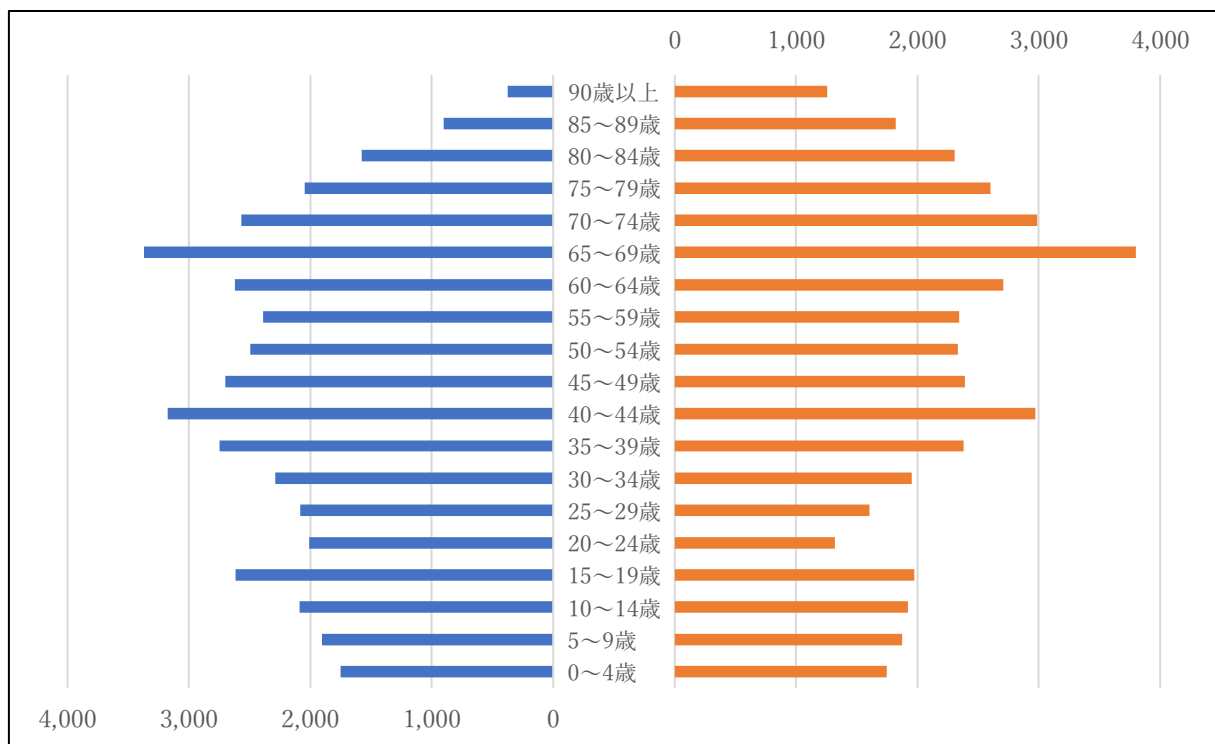
2015（平成 27）年を 100 とした場合の指数推計

	2020(令和 2)年	2025(令和 7)年	2045(令和 27)年	2065(令和 47)年
年少人口	93	86	68	50
生産年齢人口	92	85	57	43
老年人口	100	97	83	56
総 数	94	89	66	48

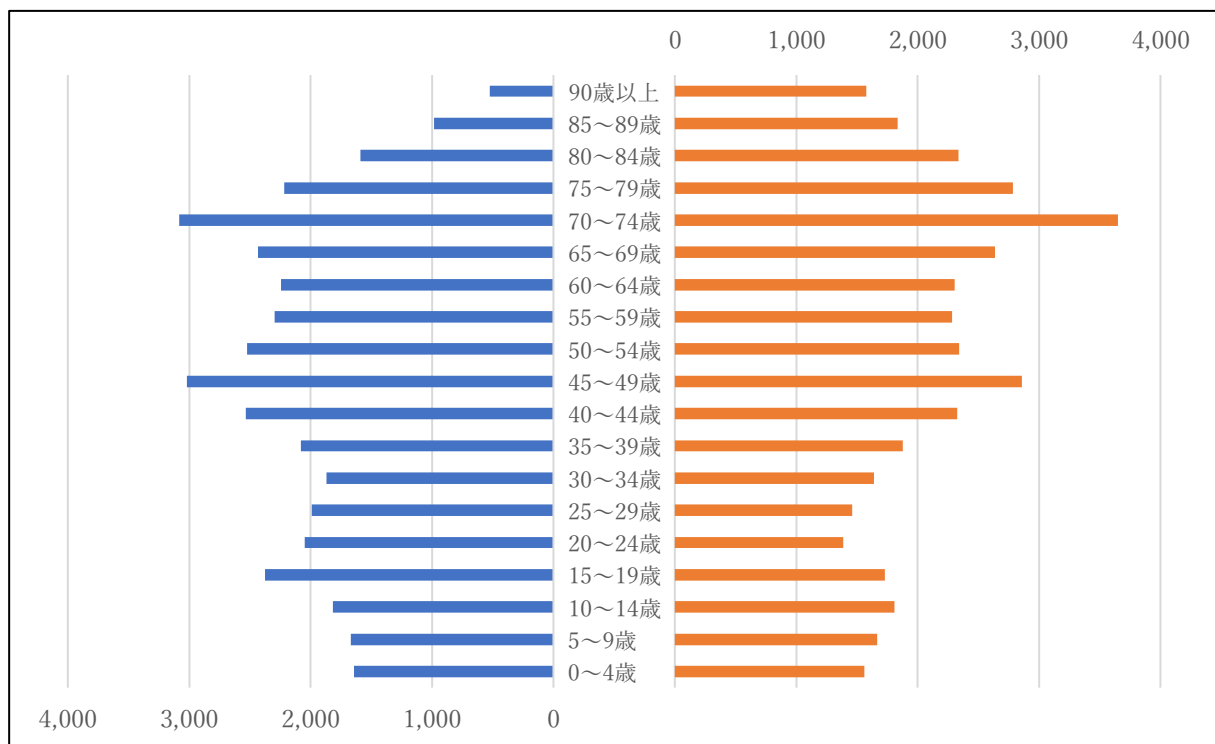
資料：舞鶴市人口ビジョン（令和 2 年 3 月）

■男 ■女

男女年齢階級別人口（2015 年国勢調査）

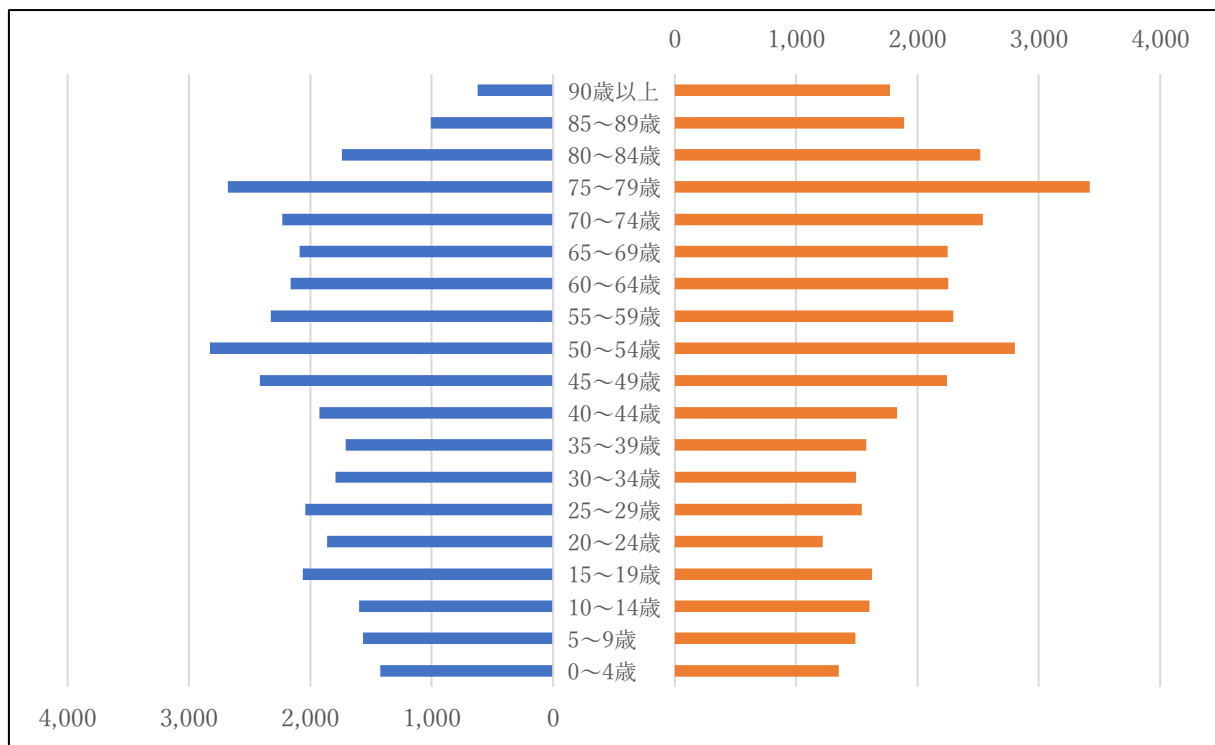


男女年齢階級別人口の将来推計（2020 年）

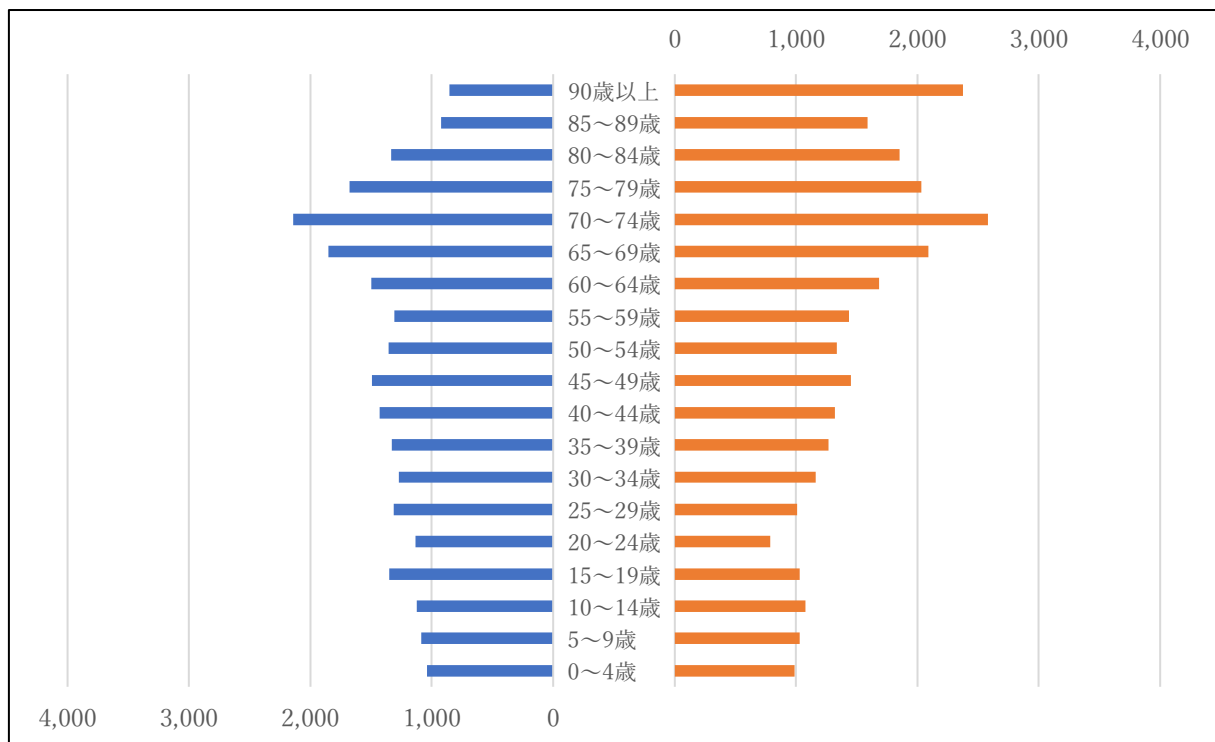


■男 ■女

男女年齢階級別人口の将来推計（2025 年）



男女年齢階級別人口の将来推計（2045 年）



資料：国立社会保障・人口問題研究所

市政の方向性

第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年4月～7年3月）

【基本目標1：将来に夢と希望の持てる活力あるまちをつくる】

本市最大の地域資源である海・港を生かした産業はもとより、地域で築いてきた商工業基盤、全国に誇れる農林水産物や観光関連サービスなどの産業の高付加価値化、さらなるブランド力の向上を目指し、地域の安定、活性化を目指す。

地域の富を増やし、「舞鶴でやりたい仕事を見つけ、住み続けたい」「いったん外に出て戻り、舞鶴で働きたい」希望をかなえるまちづくりを進める。

《数値目標》

◇交流人口	253万人（H30） → 342万人（R6）
◇交流人口地域消費額	約146億円（H30） → 約218億円（R6）
◇生産年齢人口の就業率	75.2%（H27国調） → 77.0%（R7国調）

【基本目標2：このまちに魅かれ、移り住みたくなるまちをつくる】

舞鶴に住んでいる人にとって暮らしやすく、住み続けたいと思うまち、また、個人や企業がこのまちの多様な魅力に魅かれ、このまちに移り住みたくなるまち、離れていてもこの地域のために力になってほしいと思えるきっかけづくりを市民と行政が力を合わせて築き上げる。

《数値目標》

◇定住人口の減少抑制	79,886人（R1.10.1推計） → 75,200人（R6）
◇移住世帯数	13世帯（H30） → 15世帯（R6）

【基本目標3：結婚・出産・子育ての希望がかなう、子育てにやさしいまちをつくる】

妊娠、出産、子育てなど、安心して子どもを産み育てることができると同時に、子どもの豊かな育ちと成長が実現できるまちづくりを進める。

また、0歳から15歳までの切れ目のない質の高い教育環境の充実や、子どもの健やかな成長を社会全体で支える環境づくりなど、学校や家庭、地域が相互に連携することで「子育てしやすいまち」の実現に向けた取組を進める。

《数値目標》

◇定住人口の減少抑制	79,886人（R1.10.1推計） → 75,200人（R6）
◇子育てしやすいまち満足度	57.5%（H29） → 75.0%（R6）

【基本目標４：生涯を通じて心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に継承する】

人口減少や少子高齢化、局地化・複雑化する危機事象への対応など、今日的な社会課題に柔軟に対応しながら次世代に活力ある舞鶴を継承するため、効率的で利便性の高い安全安心な都市基盤の形成に努めるとともに、いつまでも健康で生きがいを感じ、生涯を通じて心豊かな生活を営むことができるまちづくりに努める。

＜数値目標＞

◇利便なまちと思う人の割合 30.7% (H29) → 50.0% (R6)

◇ふれあいや連帯感があるまちと思う人の割合 43.2% (H29) → 50.0% (R6)

◇安全に暮らせるまちと思う人の割合 72.9% (H29) → 80.0% (R6)

【横断的目標１：多様な人材の活躍を推進する】

多様化、複雑化する地域課題の解決に向けて、市民団体や企業、金融機関、教育機関などの多様な主体との連携を充実・強化するとともに、市民一人ひとりが活躍できる環境はもとより、誰もが身近な地域で支えあいながら暮らせる環境づくりに努める。

また、国籍や民族、習慣の違いを問わず、お互いの文化を認め合い、誰もが安心して生活できる多文化共生社会の実現を目指す。

＜数値目標＞

◇女性(25～44歳)の就業率 71.1% (H27国調) → 75.0% (R7国調)

◇高齢者(65～74歳)の就業率 37.8% (H27国調) → 40.0% (R7国調)

◇障害者の実雇用率 2.61% (R1国調べ) → 2.7% (R6)

【横断的目標２：新しい時代の流れを力にする】

A I や I o T 等の先端技術を積極的に活用する中で、地方における Society5.0 を実現し、S D G s 未来都市として、持続可能で誰一人取り残さない社会づくりを推進する。

＜数値目標＞

◇多様な連携によるSDGsの達成に向けた取組数 5件(R1) → 20件(R6)

資料：第２期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第7次舞鶴市総合計画前期実行計画（2019年4月～2023年3月）

【将来の財政負担を踏まえた安定的で持続可能な財政運営】

将来の財政負担に配慮しながら、限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果・成果を発揮させ、健全かつ持続可能な財政運営を行う。

将来に責任ある財政基盤を堅持するため、建設事業に係る市債の計画的な発行に努める。

大幅な税收減や災害の発生など、不測の財政支出に備え、財政調整積立金をはじめとする基金の弾力的な活用により安定的な財政運営に努める。

主な財政指標等の見通し

	基準値 2017年	2019年	2020年	2021年	2022年
経常収支比率	97.9%	97.1%	96.7%	96.3%	96.0%
建設地方債残高	197億円	201億円	204億円	205億円	207億円
実質公債費比率	10.6%	—	—	—	13.0%
将来負担比率	113.0%	—	—	—	130.0%

資料：第7次舞鶴市総合計画前期実行計画

今後の主な財政見通し

計画等に定められたものではないが、以下のような見通しもある。

単位：億円

	R1年度 当初予算	R2年度 見込み	R3年度 見込み	R4年度 見込み	R5年度 見込み
市税	114.8	112.7	111.0	109.8	108.4
地方消費税交付金	14.3	18.4	18.4	18.4	18.4
地方交付税	58.5	55.3	55.5	55.4	54.9
市債	32.4	46.5	45.0	47.5	41.3
一般財源見込み総額	210.0	207.1	205.6	204.3	202.9

資料：財政課（令和2年度予算策定時資料）

(参考資料)

議員の活動状況

[議会活動・議員活動の「見える化」に関する調査結果]

議会活動・議員活動の見える化に関する調査結果

【調査結果の概要】

回 答 数：26件（議員全員）

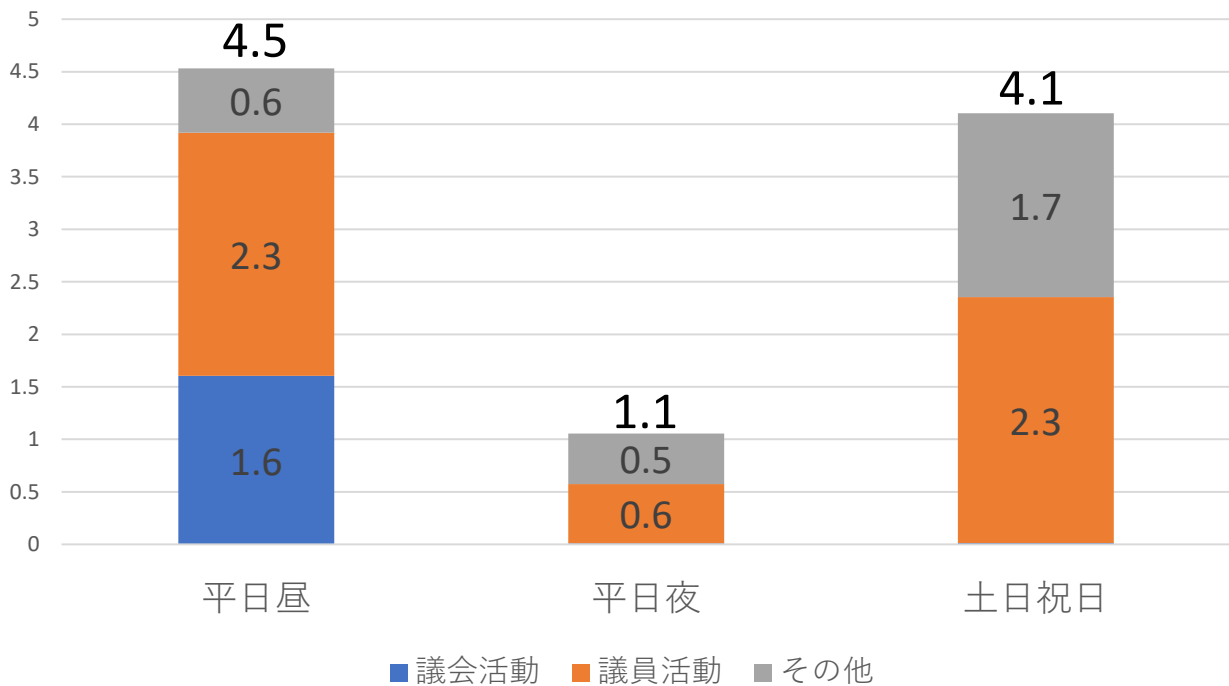
集計範囲：令和3年2月から令和3年3月までの議会活動及び議員活動

◆ 1日当たりの活動時間（全体平均）

	平日昼	平日夜	土日祝日	1日平均
議会活動	1.6	0.0	0.0	1.2
議員活動	2.3	0.6	2.3	2.7
その他	0.6	0.5	1.7	1.3
合計	4.5	1.1	4.1	5.2

	1日の活動時間	1カ月平均活動日数	1カ月の活動時間
職員	7.75	×	21.3 = 165.3
議員	5.17	×	29.7 = 153.4

活動時間帯別・活動区分別の活動時間



◆ 1日当たりの活動時間（議員の年齢層別）

〔40歳代以下の議員〕

	平日昼	平日夜	土日祝日	1日平均
議会活動	2.5	0.0	0.1	1.8
議員活動	2.7	0.4	2.7	3.0
その他	0.4	0.9	1.8	1.4
合計	5.5	1.3	4.5	6.2

	1日の活動時間	×	1カ月平均活動日数	=	1カ月の活動時間
職員	7.75	×	21.3	=	165.3
議員	6.21	×	29.7	=	184.1

〔50歳代の議員〕

	平日昼	平日夜	土日祝日	1日平均
議会活動	1.5	0.0	0.0	1.1
議員活動	2.5	0.7	2.9	3.2
その他	0.6	0.4	1.6	1.1
合計	4.6	1.1	4.5	5.4

	1日の活動時間	×	1カ月平均活動日数	=	1カ月の活動時間
職員	7.75	×	21.3	=	165.3
議員	5.39	×	29.7	=	159.8

〔60歳代の議員〕

	平日昼	平日夜	土日祝日	1日平均
議会活動	1.5	0.0	0.0	1.1
議員活動	2.5	0.3	1.9	2.6
その他	0.8	0.5	1.9	1.5
合計	4.8	0.8	3.9	5.1

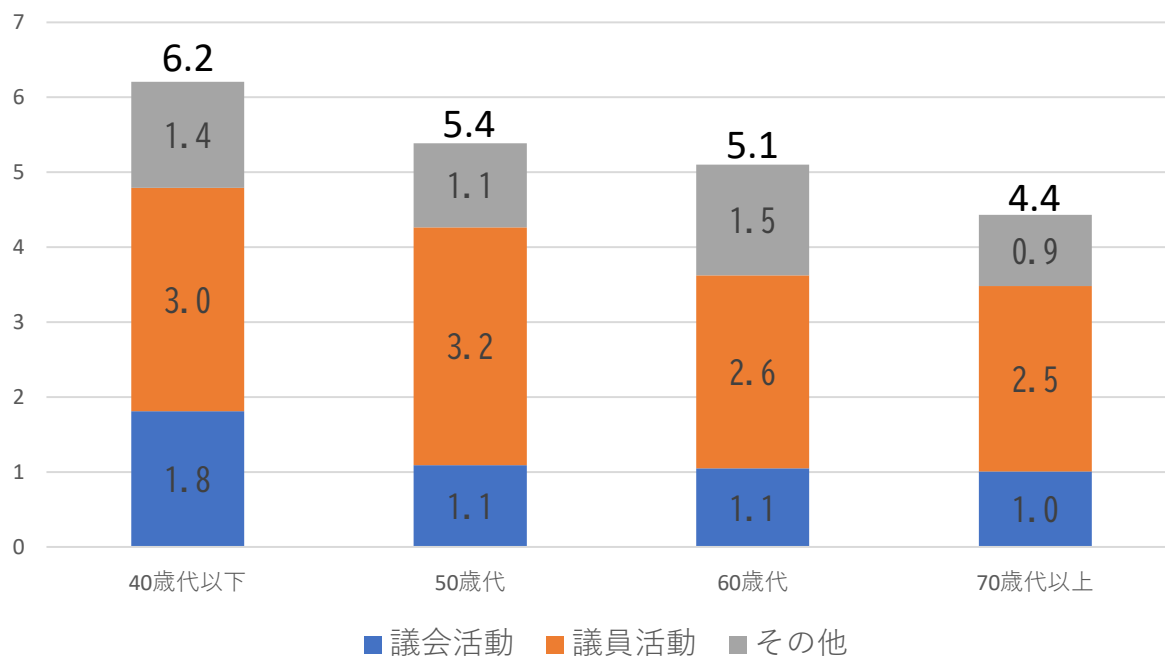
	1日の活動時間	×	1カ月平均活動日数	=	1カ月の活動時間
職員	7.75	×	21.3	=	165.3
議員	5.10	×	29.7	=	151.3

〔70歳代以上の議員〕

	平日昼	平日夜	土日祝日	1日平均
議会活動	1.4	0.0	0.0	1.0
議員活動	1.6	0.9	2.4	2.5
その他	0.4	0.3	1.5	0.9
合計	3.4	1.3	3.9	4.4

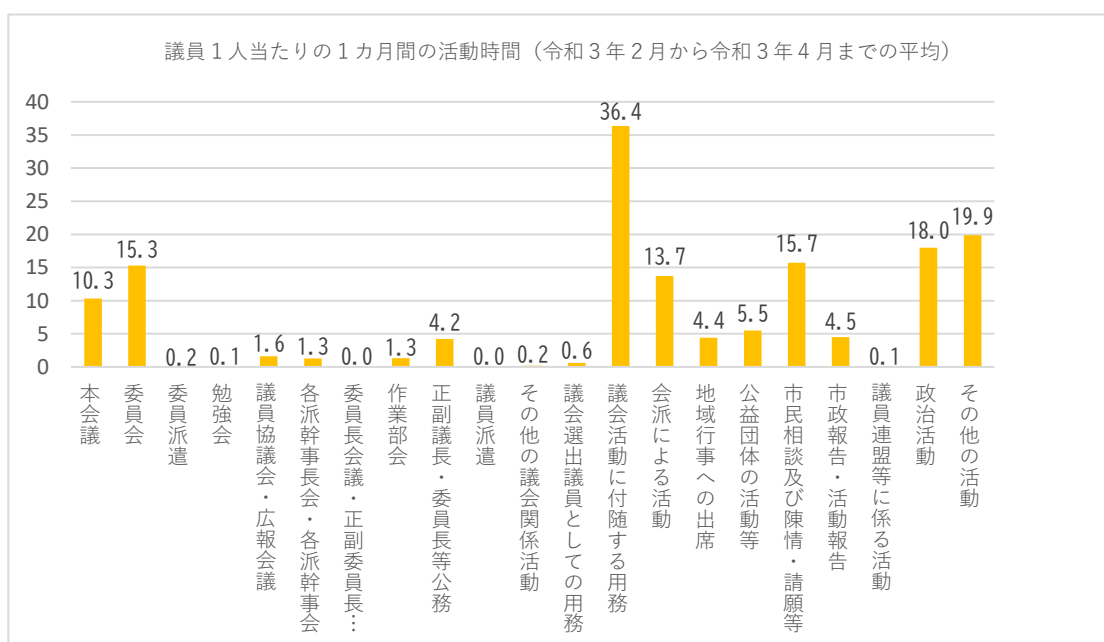
	1日の活動時間	×	1カ月平均活動日数	=	1カ月の活動時間
職員	7.75	×	21.3	=	165.3
議員	4.43	×	29.7	=	131.4

年齢層別・活動区分別の活動時間

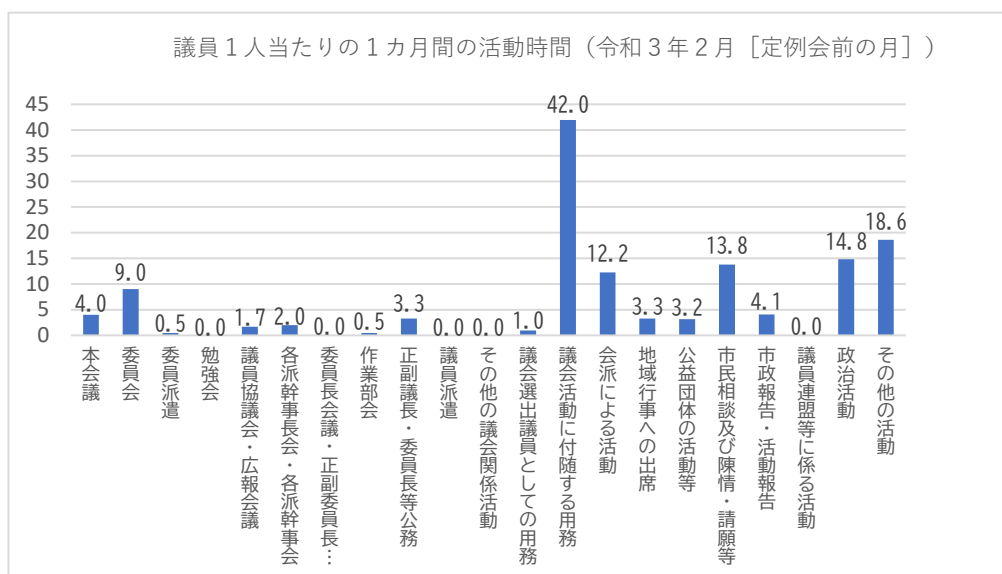


◆議員の活動の内容

活動区分		活動内容
議会活動	本会議	本会議への出席
	委員会	常任委員会・議会運営委員会・特別委員会・理事会・連合審査会への出席
	委員派遣（市内・市外調査視察）	委員会又は議会報編集部会の調査視察・現地視察への出席
	勉強会	議長の主催する勉強会、委員会所管に係る勉強会、事務局からの事務的な説明会への出席
	議員協議会・広報会議（部会含む）	協議・調整する場として位置づけられた会議への出席
	各派幹事長会・各派幹事会	会派代表者の会議への出席
	委員長会議・正副委員長会議	委員会委員長等の会議への出席
	作業部会	作業部会への出席
	正副議長・委員長等公務	正副議長を充て職とする各種行事及び会議への出席、各種会議等の打ち合わせ
	議員派遣	議員研修会や意見交換会への参加
	その他の議会関係活動	議会として参加を決定した行事への参加（議員総会など）
議員活動	議会選出議員としての用務	監査委員、広域連合議会議員（後期高齢者医療・地方税機構）、都市計画審議会委員
	議会活動に付随する用務	質疑、質問の準備（ヒアリング含む）、議案熟読、報告書・議会報・FM放送原稿などの執筆
	会派による活動	会派会議、政務活動費を活用した活動等
	地域行事への出席	地域団体や学校等が主催する行事、市等が開催する地元説明会への出席・参加（準備等を含む）
	ボランティア活動、文化・スポーツ団体、公益団体の活動	議員の立場で活動。行事等への出席・参加（準備等を含む）
	市民相談及び陳情・請願等	市民・地域・団体等からの要望等の受領及び行政への陳情、地域課題の把握や解決のための活動
	市政報告・活動報告	市民・地域・団体等に対する市政や活動の報告
	議員連盟等に係る活動	山陰新幹線京都府北部ルート誘致推進舞鶴市議員連盟等に係る活動
その他	政治活動	政党活動、後援会活動、選挙活動
	その他の活動	上記以外の活動（議員としての立場でないボランティア活動など）



◆月別の活動量（定例会前・定例会中・定例会後）



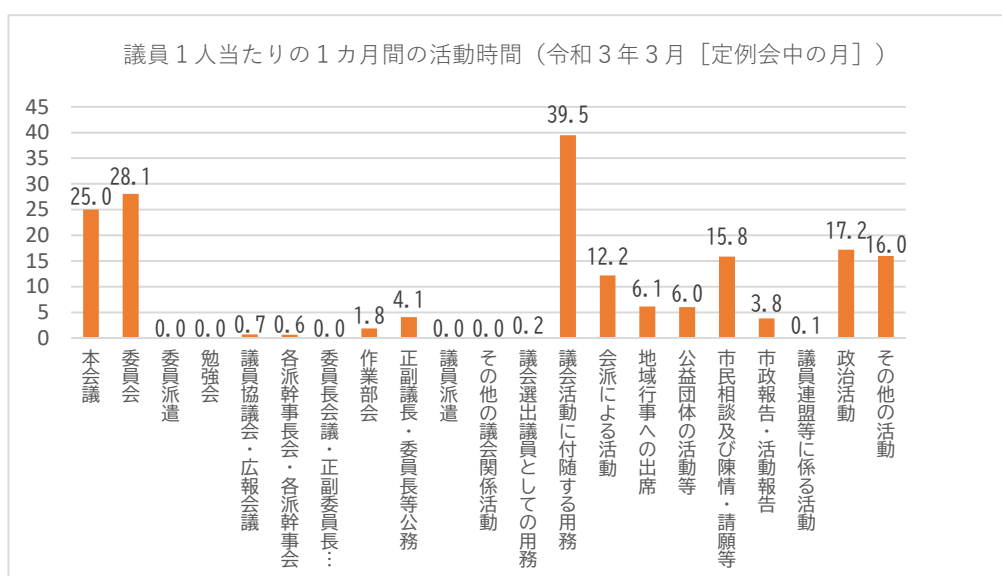
1人1日当たりの
平均活動時間

議会活動 0.7時間

議員活動 2.8時間

その他 1.2時間

合計 4.8時間



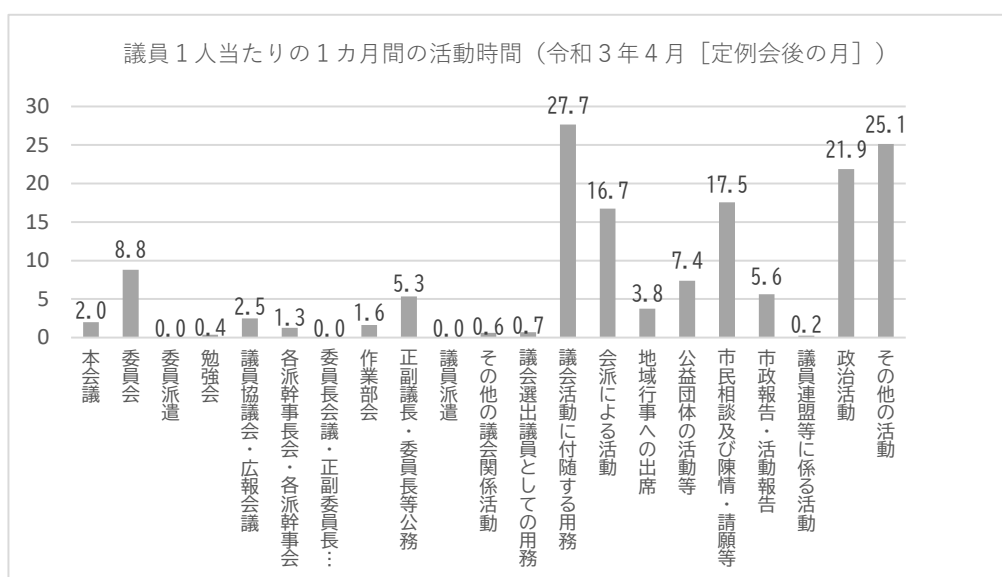
1人1日当たりの
平均活動時間

議会活動 1.9時間

議員活動 2.7時間

その他 1.1時間

合計 5.7時間



1人1日当たりの
平均活動時間

議会活動 0.7時間

議員活動 2.7時間

その他 1.6時間

合計 5.0時間

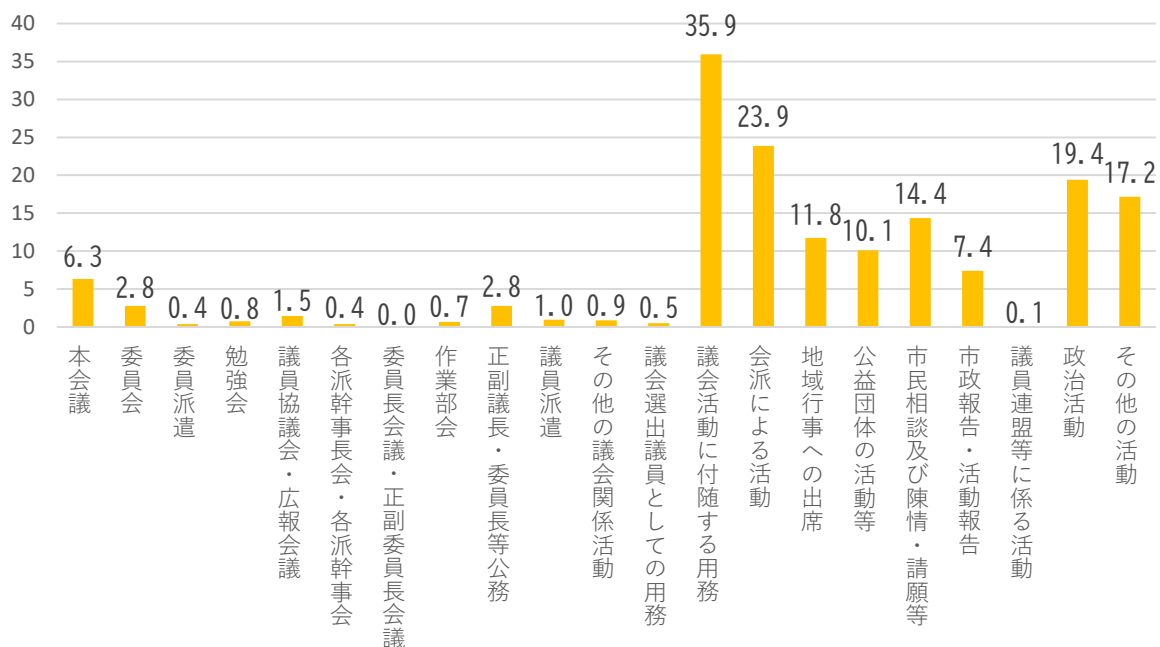
◆新型コロナウイルス感染症の影響

1人1日当たり平均活動時間

議会活動	議員活動	その他	合計
0.6時間	3.4時間	1.2時間	5.2時間

【新型コロナウイルス感染症の影響がない期間】

議員1人当たりの1カ月間の活動時間（令和元年12月から令和2年2月までの平均）



1人1日当たり平均活動時間

議会活動	議員活動	その他	合計
1.2時間	2.7時間	1.3時間	5.2時間

【新型コロナウイルス感染症の影響がある期間】

議員1人当たりの1カ月間の活動時間（令和3年2月から令和3年4月までの平均）

